

令和7年度与論町デジタルマーケティング事業

募集要項

1 事業の趣旨・目的

ヨロン島の観光発信では、WEB 広告配信を活用し、認知拡大や来島意欲の向上に取り組んできた。その結果、夏のシーズンには多くの観光客が訪れている。

しかし、これまでの観光動画は日中の海やビーチが中心で、「与論の星空」に焦点を当てた映像は少なかった。与論町では、星空を観光資源として活用し、星空観光を推進している。そこで、本業務では、ヨロン島ならではの星空の美しさを伝える観光 PR 動画を制作し、広告及び与論町公式 YouTube チャンネルで発信する。

また、星空の映像を中心にしつつ、昼間の美しい海やビーチ、観光スポット、文化的な要素も取り入れ、ヨロン島の魅力を総合的に伝える。

この取り組みにより、ヨロン島の認知拡大と、星空観賞を目的とした来島意欲の向上を図る。

※観光目的では、与論島を「ヨロン島」と表記する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和7年度与論町デジタルマーケティング事業
- (2) 業 務 内 容 別紙特記仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和8年3月6日まで
- (4) 委託上限額 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 選定方法 公募型企画提案（プロポーザル）方式
- (6) 担当所属及び 〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1418 番地 1
問い合わせ先 与論町役場商工観光課 (TEL:0997-97-4902)

3 参加資格

本件における参加資格は、次に定める内容を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (3) 与論町暴力団排除条例（平成24年与論町条例第22号）第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 過去5年間に於いてのデジタルマーケティングの実績を有すること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

令和7年 4月 30日（水） 与論町ホームページにて公募開始

令和7年 5月 7日（水）17:00 質問受付〆切

令和7年 5月 9日（金）17:00 質問に対する回答を与論町ホームページに公開

令和7年 5月14日（水）17：00 プロポーザル参加申込書受付〆切

令和7年 5月16日（金）17：00 企画提案書の提出〆切

～～ 一次選考会（書類審査） ～～ （二次選考対象者へ随時通知）

令和7年 5月26日（月） 二次選考会（プレゼン形式：現地 or オンラインも可）

令和7年 6月 上旬ごろ 委託契約締結

（2）募集要項等の配布

与論町ホームページからダウンロードすること。

※URL：<https://www.yoron.jp/>

（3）質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メールで提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和7年5月7日（水）17時00分まで

イ 提出先：E-mail：yoroncho@po.minc.ne.jp

与論町役場商工観光課 朝岡 宛

ウ 回答掲載：令和7年5月9日（金）17時00分__与論町ホームページに掲載

（4）参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（別記様式2）を作成し、電子メールで提出すること。

ア 提出期限：令和7年5月14日（火）17時00分

※提出期限後に到着したメールは無効とする。

イ 提出先：E-mail：yoroncho@po.minc.ne.jp

与論町役場商工観光課 朝岡 宛

（5）企画提案書の提出

参加申込書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、下記の方法により提出すること。

ア 提出方法：郵送もしくは電子メールにて提出

イ 提出期限：令和7年5月16日（金）17時00分必着

※提出期限後に到着した場合は無効とする。

ウ 提出先：E-mail：yoroncho@po.minc.ne.jp

与論町役場商工観光課 朝岡 宛

（住所：〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花1418番地1）

エ 企画提案書のファイル形式はPDFとし、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

- ・ 企画提案内容
- ・ 実施計画及び全体のスケジュール
- ・ 業務遂行人員体制
- ・ 類似事業の業務実績
- ・ 見積額

オ 企画提案書は1者1提案とする。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 与論町は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。
- オ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとみなす。
- カ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査選考会について

(1) 選考会日時

本選考会は一次選考として書類審査を実施し、その審査結果通知後、評価の高い参加者に対して二次選考としてプレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査方法及び審査基準

【審査方法】

審査委員会を開催し、提出された企画提案書をもとに一次選考を行い、総合的に判断して評価の高い参加者を選出する。一次選考通過者に対しては、二次選考としてプレゼンテーション審査を実施し、最もふさわしい企画書を提出した者を契約の相手方の候補者として選定する。

なお、審査に際して、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問い合わせを行うことがある。

【審査基準】

仕様書に基づき主な基準は以下のとおりとする。合計は100%で（ ）内の配点で審査を行う。

- ア 観光プロモーション動画制作業務について（30%）
- イ デジタルマーケティング業務について（30%）
- ウ 独自企画提案について（20%）
- エ 効果測定・検証業務について（5%）
- オ スケジュール履行能力・体制（5%）
- カ 価格の妥当性（5%）
- キ 類似事業の業務実績（5%）

(3) 候補者の選定方法

- ア (2) による審査において、最高点（1位）の提案者には5ポイント、2位には3ポイント、3位には1ポイントを与える。審査員から獲得したポイント数の最も多い提案者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ アの場合において、ポイント数の最も多い提案者が複数あった場合は、1位を獲得した数の最も多い提案者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ イの場合において、最も多く1位を獲得した提案者が複数あった場合は、各審査員による(2)の審査の合計点が最も高い提案者を契約の相手方の候補者として選定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

6 選定結果の公表

選定結果については与論町ホームページに公表する。

選定結果公表日：令和7年5月28日(水)

7 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と与論町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議がまとまった場合委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、事業完了後とする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届(別記様式3)を郵送にて提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、与論町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、与論町個人情報保護条例(平成17年与論町条例第2号)、与論町個人情報保護条例施行規則(平成17年与論町規則第16号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託義務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

9 業務の継続が困難となった場合の措置

与論町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、

次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、与論町は、契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

この場合、与論町に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由による場合

天災その他、与論町及び受託者双方の責めによらない事由により、業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、与論町の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、与論町は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。